

### 議事要旨(3) 四半期会計基準専門委員会における検討状況について

新井専門委員より、専門委員会におけるコメント分析を踏まえた文案について、以下の項目について説明がなされ、審議が行われた。

#### <主な検討項目>

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記項目と文案の修正検討  
(判断基準、経営計画の取り上げ方を含む)
- (2) 四半期決算手続についての四半期会計基準での取り上げ方(文案の修正)
- (3) 未実現損益の消去に係る繰延税金資産の会計処理と文案の追加検討
- (4) リース会計基準の改正に伴うリース取引の注記にかかる検討(文案の修正)
- (5) その他
  - ・表示方法
  - ・重要性の判断基準

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

#### (四半期決算手続についての四半期会計基準での取り上げ方)

- ・企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準 (案)」第 40 項をコメントの分析を踏まえて修正した文案は、四半期決算手続と個々の会計処理の原則及び手続の採用との関係が、不明確であるため、理路整然とした文章にすべきである。

#### (在外子会社の会計処理の統一の P/L 影響額)

- ・実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用に際して、適用初年度の影響額を第 1 四半期に 45 日以内での開示という制約の中で算定することは困難であるため、貸借対照表の影響額に限定するなどの配慮をすべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上